

## 福井県地域防災計画（本編、震災対策編、雪害対策編、原子力災害対策編）の改定について

### 1 改定の基本方針

国の防災基本計画の修正および最近の地震被害等を踏まえ、福井県地域防災計画を改定する。

#### <改定の視点>

（１）国の防災基本計画修正の反映（平成26年11月28日修正）（災害対策基本法 平成26年11月21日改正）

内容：道路管理者、県公安委員会による災害時の放置車両対策の強化

（２）地震、津波、水害・土砂災害および雪害に係る配備体制の強化

内容：県災害対策本部および災害対策連絡室の配備基準の改定

（３）原子力災害時の被ばく医療体制の充実

内容：初期被ばく医療支援機関の追加指定

（４）情報伝達手段の多様化

内容：全国瞬時警報システム（J-ALERT）の配信情報に気象特別警報（大雨、大雪等）を追加

## 2 福井県地域防災計画の主な改定の内容

### (1) 国の防災基本計画修正の反映

#### ①背景

- 大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に放置車両や立ち往生車両が発生し、消防・救助活動等の災害応急対策に支障が生ずるおそれ
- 道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては、道路管理者が移動することができる距離が50mの範囲であること、損失補償の規定がないといった制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法を改正（H26.11.21改正）

#### ②国の防災基本計画の修正（H26.11.28修正）

- 道路管理者は、災害により放置車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等を命令。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を実施
- 都道府県公安委員会は、災害により放置車両等が発生した場合、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、放置車両等の移動等を要請

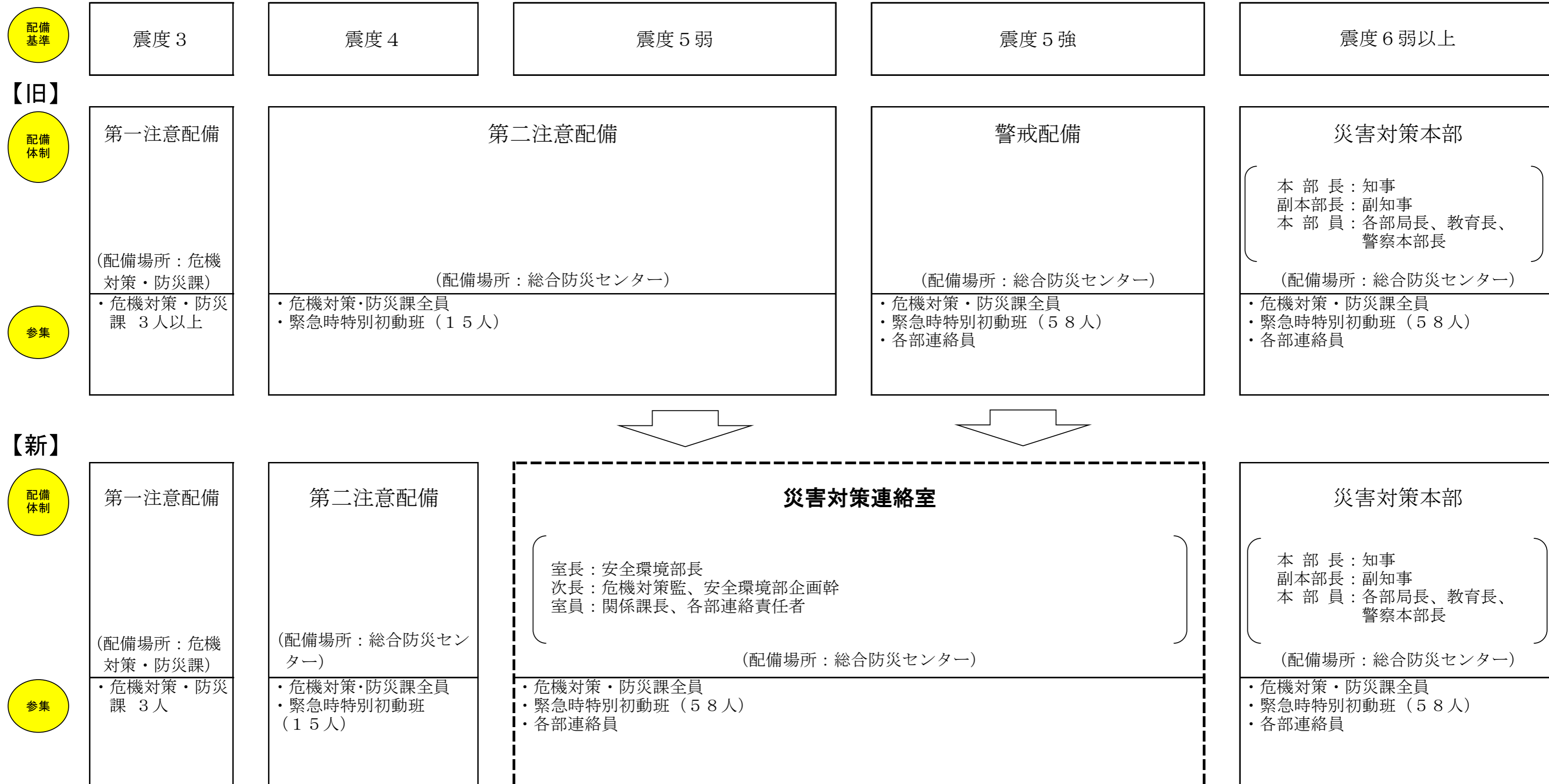


**県地域防災計画に明記**

(2) 地震、津波、水害・土砂災害および雪害に係る配備体制の強化

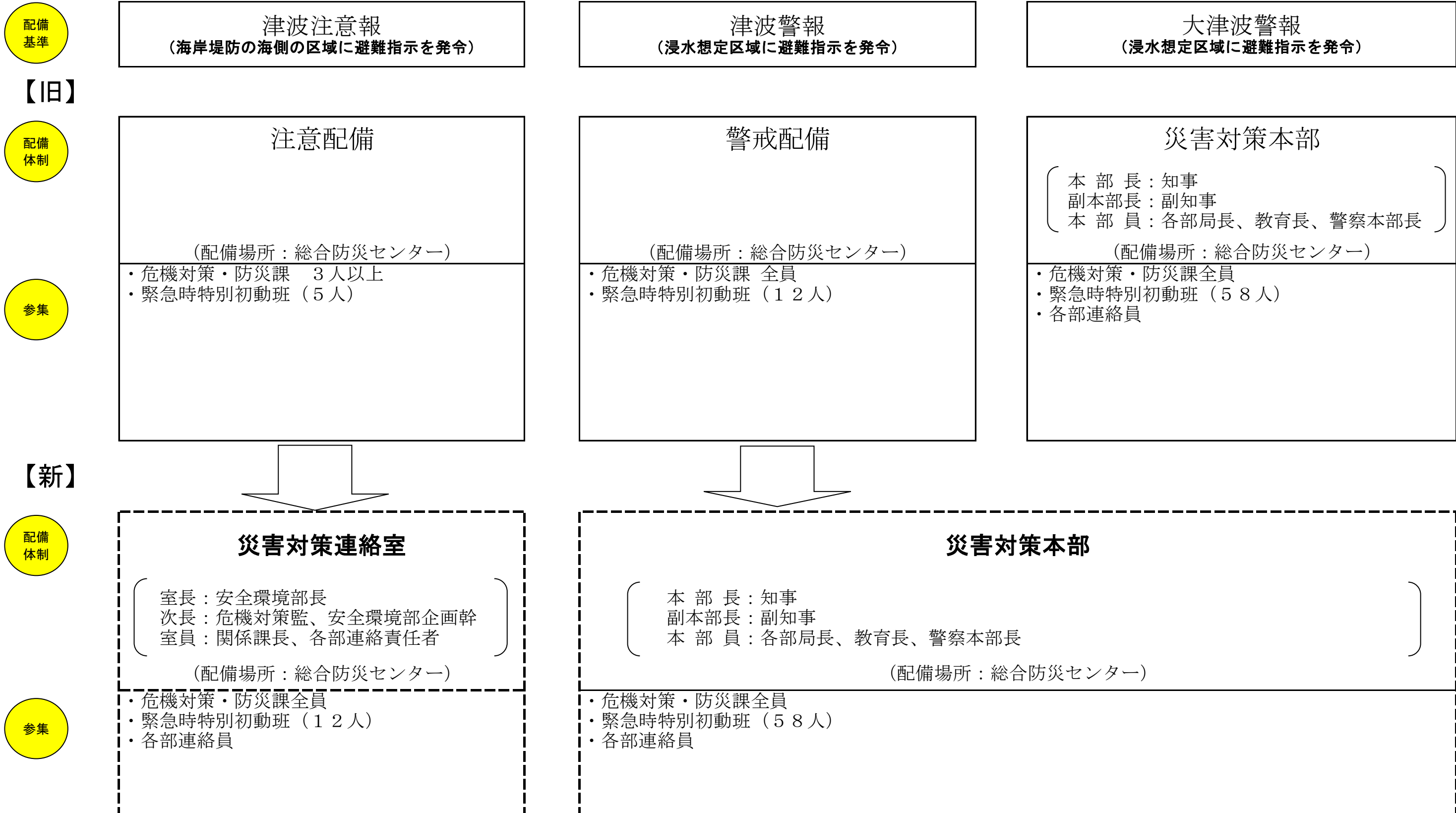
①地震発生時の体制

震度5弱および震度5強の地震発生時に災害対策連絡室を設置する。



②津波注警報発表時の体制

津波注警報発表時に市町長が避難指示を発令するなど「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が改正されたことを受け、津波注意報で災害対策連絡室、津波警報で災害対策本部を設置する。



### ③水害・土砂災害時の体制

災害対策連絡室の配備基準に、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報、河川氾濫警戒情報および高潮警報のいずれかが発表された場合を追加する。

<p>配備基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨注意報または洪水注意報が県下の1以上の市町に発表された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報、洪水警報または暴風警報が県下の1以上の市町に発表された場合</li> <li>小規模の災害が発生した場合</li> <li>災害の発生するおそれがある場合</li> </ul>	<p><b>基準の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかが県下の1以上の市町に発表された場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>記録的短時間大雨情報(※1)</li> <li>土砂災害警戒情報(※2)</li> <li>河川氾濫警戒情報(※3)</li> <li>高潮警報(※4)</li> </ol> </li> <li>大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合</li> <li>広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合</li> <li>その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報が県下の1以上の市町に発表された場合</li> <li>大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合</li> <li>その他災害対策本部の設置の必要がある場合</li> </ul>
<p>配備体制</p>	<p>注意配備</p> <p>(配備場所：危機対策・防災課)</p>	<p>警戒配備</p> <p>(配備場所：危機対策・防災課)</p>	<p>災害対策連絡室</p> <p>〔 室長：安全環境部長 次長：危機対策監、安全環境部企画幹 室員：関係課長、各部連絡責任者 〕</p> <p>(配備場所：総合防災センター)</p>	<p>災害対策本部</p> <p>〔 本部長：知事 副本部長：副知事 本部長：各部局長、教育長、警察本部長 〕</p> <p>(配備場所：総合防災センター)</p>
<p>参集</p>	<p>危機対策・防災課 3人</p>	<p>危機対策・防災課 5人以上 災害に関係ある課のあらかじめ指定された職員</p>	<p>危機対策・防災課 全員 災害に関係ある課のあらかじめ指定された職員 各部連絡員</p>	<p>危機対策・防災課 全員 災害に関係ある課のあらかじめ指定された職員 各部連絡員 (県下全域にわたって甚大な被害が発生し、県の総力をあげて応急対策活動にあたる必要がある場合は全職員)</p>

(※1) 気象台が1時間あたり80mmの大雨を観測した場合に発表  
 (※2) 県と気象台が大雨による土砂災害発生危険度が高まった場合に共同で発表  
 (※3) 河川管理者が一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれる場合に発表  
 (※4) 気象台が基準(嶺北北部 潮位1.3m、嶺北北部以外 潮位1.0m)以上の潮位を予想する場合に発表



#### ④雪害時の体制

災害対策連絡室の配備基準を見直し、大雪警報または暴風雪警報が県下に発表された場合等により災害対策連絡室を設置する。

<b>【旧】</b> 配備基準 配備体制 参集	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雪注意報が県下の1以上の市町に発表された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雪警報または暴風雪警報が県下の1以上の市町に発表された場合</li> <li>小規模の雪害が発生した場合</li> <li>雪害の発生するおそれがある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な雪害が発生し、または発生するおそれがある場合</li> <li>広範囲にわたる雪害が発生し、または発生するおそれがある場合</li> <li>その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報が県下の1以上の市町に発表された場合</li> <li>大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合</li> <li>その他災害対策本部の設置の必要がある場合</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>注意配備</b></p> <p style="text-align: center;">(配備場所：危機対策・防災課)</p>	<p style="text-align: center;"><b>警戒配備</b></p> <p style="text-align: center;">(配備場所：危機対策・防災課、各課)</p>	<p style="text-align: center;"><b>災害対策連絡室</b></p> <p style="text-align: center;">(室長：安全環境部長 次長：危機対策監、安全環境部企画幹 室員：危機対策・防災課長、各部連絡責任者、道路保全課長、関係課長)</p> <p style="text-align: center;">(配備場所：総合防災センター)</p>	<p style="text-align: center;"><b>災害対策本部</b></p> <p style="text-align: center;">(本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：各部局長、教育長、警察本部長)</p> <p style="text-align: center;">(配備場所：総合防災センター)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機対策・防災課 3人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機対策・防災課 5人以上</li> <li>道路保全課およびその他関係課のあらかじめ指定された職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機対策・防災課全員</li> <li>各部連絡員</li> <li>道路保全課およびその他関係課のあらかじめ指定された職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員全員</li> </ul>
<b>【新】</b> 配備基準 配備体制 参集	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雪注意報が県下の1以上の市町に発表された場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雪警報または暴風雪警報が県下の1以上の市町に発表された場合</li> <li>降雪により、次のいずれかが発生した場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>①幹線道路において、車両の通行に支障が生じた場合</li> <li>②幹線鉄道において、運行に支障が生じた場合</li> </ul> </li> <li>雪害が発生し、または発生するおそれがある場合</li> <li>その他災害対策連絡室の設置の必要がある場合</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>特別警報が県下の1以上の市町に発表された場合</li> <li>大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、または発生するおそれがある場合</li> <li>その他災害対策本部の設置の必要がある場合</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>注意配備</b></p> <p style="text-align: center;">(配備場所：危機対策・防災課)</p>	<p style="text-align: center;"><b>災害対策連絡室</b></p> <p style="text-align: center;">(室長：安全環境部長 次長：危機対策監、安全環境部企画幹 室員：危機対策・防災課長、各部連絡責任者、道路保全課長、関係課長)</p> <p style="text-align: center;">(配備場所：総合防災センター)</p>	<p style="text-align: center;"><b>災害対策本部</b></p> <p style="text-align: center;">(本部長：知事 副本部長：副知事 本部員：各部局長、教育長、警察本部長)</p> <p style="text-align: center;">(配備場所：総合防災センター)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機対策・防災課 3人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機対策・防災課全員</li> <li>各部連絡員</li> <li>道路保全課およびその他関係課のあらかじめ指定された職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員全員</li> </ul>	

### (3) 原子力災害時の被ばく医療体制の充実

○被ばく医療体制を充実するため、初期被ばく医療支援機関に5病院を追加指定

区分	現在（10病院）	改定案（15病院）	役割
初期被ばく 医療機関 (外来診療)	国立病院機構福井病院 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 若狭高浜病院 (4病院)	同左	軽度の汚染のふき取り等の簡易な除染 軽度の汚染を伴う創傷、熱傷等の救急医療措置
初期被ばく 医療支援機関 (外来診療支援)	福井県済生会病院 福井赤十字病院 公立丹南病院 福井勝山総合病院 (4病院)	[追加指定 5病院] 国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 越前町国民健康保険織田病院 若狭町国民健康保険上中病院 レイクヒルズ美方病院	初期被ばく医療機関で外来診療が困難となった場合 または受入許容を越えた場合の外来診療
二次被ばく 医療機関 (入院診療)	県立病院 (1病院)	同左	初期被ばく医療機関で対応困難な患者の対応 局所被ばく患者の合併損傷を含めた入院診療 高線量被ばく、内部被ばく患者に対する診療
二次被ばく 医療機関 (診療支援)	福井大学医学部附属病院 (1病院)	同左	二次被ばく医療機関（入院診療）の人的・技術的支援

### (4) 情報伝達手段の多様化

#### ①背景

○全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いて配信される情報に、大雨や大雪等の気象特別警報を追加（H26.4.1～）

#### ②対応

○県地域防災計画の本編および雪害対策編に、気象特別警報の住民への情報伝達手段として全国瞬時警報システム（J-ALERT）を明記